

令和2年7月豪雨災害義援金の募集について

令和2年7月の豪雨により、各地で人的災害をはじめ、堤防の決壊による住宅への浸水被害、土砂崩れによる家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が発令されました。

この災害で被災された方々の支援を目的に、義援金を募集いたします。

妙高市共同募金委員会では、下記のとおり義援金を受付しています。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

記

1. 義援金の受付

- ①義援金の名称「令和2年7月豪雨災害義援金」
- ②受付期間 令和2年12月28日（月）まで

2. 受付場所

- ・いきいきプラザ 1階 入口受付、3階 社会福祉協議会窓口
- ・妙高保健センター 1階 社会福祉協議会妙高支所
- ・妙高高原支所 1階 社会福祉協議会妙高高原支所

※領収書が必要な場合は、窓口でその旨をお伝えください。領収書を発行します。

3. 問い合わせ

妙高市共同募金委員会(妙高市社会福祉協議会)
妙高市中町4番16号 いきいきプラザ3階
電話 0255-72-7660